

平成21年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び散会 平成21年3月23日 午前10時00分 開会  
午後 3時18分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員 なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
企画部長	森川 重裕	総務部長	大武 勇吉
市民生活部長	安川 登	都市産業部長	石田 勝朗
保健福祉部長	花井 義明	教育部長	高木 久雄
水道局長	正田 貴一	消防長	北川 武雄
会計管理者	福井 良祝		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中島 克比虎	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大	書記	中 文子

6. 会議録署名議員 9番 寺田 惣一 16番 高井 悦子

7. 議事日程

日程第1 議第6号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

日程第2 議第7号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

- て
- 日程第3 議第8号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第9号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第13号 平成20年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第6 議第17号 平成20年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第7 議第5号 葛城市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定することについて
- 日程第8 議第10号 葛城市乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第11号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第14号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第11 議第15号 平成20年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第12 議第18号 平成20年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第13 議第19号 平成20年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第14 議第20号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第15 議第21号 平成20年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第16 議第12号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第16号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第18 議第22号 平成21年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第19 議第23号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第24号 平成21年度葛城市老人保健特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第25号 平成21年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第26号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第27号 平成21年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第28号 平成21年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第29号 平成21年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第30号 平成21年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第31号 平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

日程第28 議第32号 平成21年度葛城市水道事業会計予算の議決について

日程第29 発議第1号 葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の平成21  
年度調査経費に関する決議について

日程第30 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

## 開 会 午前10時00分

**石井議長** ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第6号から日程第6、議第17号まで、以上6議案を一括議題といたします。本6議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

**阿古総務文教常任委員長** 去る6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました6議案につきまして、9日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果を報告いたします。

まず、議第6号議案についてであります。質疑では、人事院勧告に基づき1日の勤務時間が15分短縮することについて、どの部分で短縮されるのかという問いに対し、現在昼休みが12時から45分間となっているが、それを15分延長し、午後1時までの1時間とすることにより勤務時間の短縮をするという答弁がありました。また、関連質問として、職員の超過勤務手当の上限が200時間ということだが、200時間を超えても支給しなければならないことなどがあると思うが、どう考え、どのように指導されているのかという問いに対し、上限200時間というのは仮の上限であり、超過勤務命令を200時間に抑えるよう指導している。それでも200時間をどうしても超える場合は、課内で仕事の割り振りを考えてもらうようお願いしている。200時間を超えた超過勤務手当については、年度末に再度検討し直して支給している。来年度からは、サービス残業の問題もあるので、実質的に勤務した部分については支給していくとともに、その管理についてもさらにきっちりやっていく考えであるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号議案についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号議案についてであります。質疑では、今まで法人市民税の法人割については、新庄地区と當麻地区では旧町からの税率で課税されており、資本金が1,000万円を超える法人については不均一課税となっていた。それを今回新庄地区の税率に統一するということが、税率の上がる當麻地区で資本金が1,000万円を超える法人はどれぐらいあり、また今回の税率改正で税額にするとどれぐらいの影響額になるのかという問いに対し、平成20年度で該当する法人は21社あり、そのうち新庄地区、當麻地区の両方にある法人は5社である。影響額としては約130万円の増収見込みになるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号議案についてであります。質疑では、定額給付金と子育て応援特別手当の

補助金がそのまま繰越明許されているが、葛城市ではいつごろどういう形で交付されるのか、また住民への周知はどうするのかという問いに対し、申請書は3月25日に一斉に発送し、3月30日から受付を開始する。実際の支払いについては、金融機関との調整もあるが4月の中旬ごろに第1回目の支払いができると考えている。市民への周知については有線放送で、もしくは防災無線で周知を行っていくという答弁がありました。また、まちづくり交付金事業で1億7,560万円繰越明許されているが、どのような理由によるものかという問いに対し、道路改良工事が用地交渉で難航し、進まず、工事の未契約分で3,643万3,000円、またJR架道橋工事契約が議決されなかったことや請願の不採択により、その用地買収が進まなかったことで4,870万円、それに区画整備事業で現在施工中の中北工区の工事費が9,051万7,000円であり、その3点の合計1億7,565万円を繰越明許するという答弁がありました。採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第17号議案についてであります。質疑では、以前、給食費の滞納問題がよく新聞に載っていたが、現在葛城市では給食費の滞納はあるのかという問いに対し、1月末現在で76名で159カ月分の未納があり、金額にして58万5,620円になる。しかし、基本的には決算までに確実に集金するという方向で進んでいるので、滞納はないと認識していただきたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がされ、多数の意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**石井議長** 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第6号議案についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。  
日程第6、議第17号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第5号から日程第15、議第21号まで、以上9議案を一括議題といたします。本9議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

2番、朝岡君。

**朝岡民生水道常任委員長** おはようございます。去る6日、本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました9議案につきまして、10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第5号議案についてであります。質疑では、介護現場における劣悪な労働条件のもとで人材不足が深刻化する事態を改善する目的で、国は介護報酬を3%引き上げた。それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため激変緩和として保険料値上げ分の一部を国庫負担で手当するもので、その受け皿として介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するものであるが、実際に介護報酬3%引き上げに伴う本市における介護保険料の影響額はどの程度なのかという問いに対し、3年間で給付額にして1億4,187万円の上昇額が見込まれ、保険料ベースでは2,979万2,000円ほど負担増になるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号議案についてであります。質疑では、今回の条例改正は、年齢を引き上げ、入院、歯科の医療費について助成するものであるが、この拡充により対象者はどれほどになり、またそれに係る費用はどれくらい見込まれているのかという問いに対し、対象者については小学校1年生から6年生までで、現在のところ約2,200人を見込んでいる。費用については、入院と歯科を含めて平成20年度中の国民健康保険加入者で受診している人から見た割合で全体として計算したところ、約1,100万円になる見込みであるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号議案についてであります。質疑では、これまで6段階あった保険料の段階を8段階に改正することで、所得の低い人たちの負担を軽減するとともに所得の多い人たちにはそれに応じた負担をお願いすることになった。この改正によって保険料が軽減される被保険者と増額になる被保険者の対象はどれくらいになるのか、またそれに伴う影響額はどれ

くらいになるのかという問いに対し、0.85%の階層については全体の30%となり、2,240名余りの方が見込まれる。1.6%の階層については全体の4%に当たる約300名を見込んでいる。また、保険料の影響額については、段階を弾力化しないときには基準額4,231円になるが、今回の段階を適用すると0.15%の軽減額が発生するので4,060円となり、この差額が影響額であり、3年間で4,600万円ほど影響額になるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号議案についてであります。質疑では、2款の保険給付費の中で、退職被保険者等に対する療養給付費と高額療養費がそれぞれ減額補正されているが、その内容はどういうものなのかという問いに対し、給付金については月平均2,250万円ほど見ていたが、平均で月1,800万円くらいになった。高額療養費については当初1カ月280万円くらい見込んでいたが、実際には200万円くらいの給付額となっているという答弁があり、また療養費等指定公費返還金55万円が歳入で増額され、歳出でも増額されているが、この中身はどういうものなのかという問いに対し、国民健康保険の70代前半の方の分で公費負担は当初2割となっていたが、政府の規定により1割ということになった。現状では国民健康保険から8割、被保険者1割、国が指定公費として1割を払っている。療養給付費については国保連合会に立てかえて払ってもらっている。また、はり、きゅう、あんま等による療養費については、国民健康保険から9割、本人1割となっている。その1割分を今は療養費で立てかえているが、国から1割分を返してもらおう。歳入では諸収入、療養費等指定公費返還金として、歳出では諸支出金、療養費等指定公費立替金としてそれぞれ計上しているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号議案についてであります。質疑では、施設介護サービス給付費が1億円の減額となっているが、葛城市では待機者はいないのかという問いに対し、施設サービスには特別養護老人ホームといわれる介護福祉施設、リハビリを中心とした介護老人保健施設、医療の治療を重きに置いた療養型の医療施設の3種類がある。今回の補正では、介護老人保健施設が第2期のときには市内になく、待機待ちの状態があったため、施設を整備することによってその方たちの利用がかなり見込まれるのではないかという利用者数の伸びを見込んだが、過去に比べると利用者数はふえてきているものの、見込み数より下回ったための減額となった。また、介護老人保健施設は現在のところ1カ月程度の待機待ち期間はあるが、順次対処されていることによって入所がスムーズに行われている。一方、特別養護老人ホームについては100人くらいの待機待ちでずっと推移してきているという答弁があり、この答弁に対し、葛城市にはゆうあいステーションという立派な施設がある。もう少し市民に啓発して利用頻度を高めてもらい、葛城市は福祉の充実したまち、住みよいまちだと言われるようになっていただきたいので、来年度からは社会福祉協議会のケアマネジャーの徹底した教育をし、民間の施設と連携をとりながら運営し、葛城市の福祉の向上に貢献していただきたいとの意見がありました。

また、介護予防住宅改修費は補正後1億300万円くらいになると思うが、何件くらいあり、どのような内容のものに補助を出しているのかという問いに対し、介護予防住宅改修費につ

いては、家の中での転倒予防のための手すりや足腰の力が衰えたことにより和式便器を洋式便器に改修することが多い。介護予防では軽度の要支援1、2の方が対象で平成19年度では28件であったが、平成20年度では現在で58件ほどとなっており、倍増しているという答弁がありました。

また、保険料の滞納繰越分について、件数となぜこういう状況になっているのか、またなぜ保険料を納めないといけないのかという理解をしてもらっていないのか、理解をもらうためにPRはどうしているのかという問いに対し、普通徴収に係る平成12年度から平成19年度までの滞納保険料に対して徴収を行っている。今年度は今現在で約130万円徴収したが、額は年々ふえており、徴収率も低下している。滞納の実人数は累積で250名であり、平成20年度においては72名の完納、十数名の分納となっている。個別に訪問し、制度の説明をしているが、家庭の事情等もあり、収めていただくのが難しい状況の方もおられ、現状となっている。介護保険制度に対するご理解をより一層高めるためにも、滞納整理に取り組んでいきたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号議案についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号議案についてであります。質疑では、制度に係る保険料の軽減の追加、変更について、歳出ではシステム変更委託料として、歳入では高齢者医療制度円滑運営事業費補助金としてそれぞれ198万5,000円が計上されている。軽減システムを新設、変更していくことで、国の補助は当然のことであるが、繰越明許費でその全額を繰り越すことになっているが、予算措置されたものが即繰越明許されるというやり方は事業の執行にとって支障はないのかという問いに対し、保険料の軽減、保険料の徴収方法等の変更分のシステム改修である。国、県からの指示であり、平成20年度に補助金の申請をするようにということであり、平成21年度に予算措置をして補助金を申請することはできないということであった。実際のシステム改修については、早くても6月ぐらいになる見込みであるという答弁がありました。この答弁に対し、国、県の指示ではあるが、地方自治体は、総計予算主義の原則並びに単年度会計原則など会計原則にのっとり予算執行や予算審査をしてきており、財政運用の面で原則そのものをみずから逸脱するような予算措置の指導はいかなものかと思われ、地方自治体財政の運営にとって好ましくないことである。年度内に事業が完結するようなやり方をすべきであるとの意見がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第21号議案についてであります。質疑では、過年度未払い金について、何が未払いで残っているのか、また過年度未収金について、回収不可能なのはどれくらいあるのかという問いに対し、前年度決算額であり、3月で決算するので1月分以降については未収金となっている。そのうち新年度になってから幾らか入ってくるので、3,000万円くらいの未収

金となっている。未払い金についても、3月決算のため、それまでにあった工事の支払いが済んでいない分が残っているという答弁があり、また未払い金についてはかなりの金額であり、工事場所はどこにあるのか、また3,000万円くらいになる未収金のうち、回収不可能な分はどれぐらいの範囲で計算しているのかという問いに対し、工事の場所については寺口受配水池の耐震補強工事、下水道工事に伴う布設がえ、浄水設備の関係で新庄浄水場にある次亜鉛素の貯留槽増設工事費用が残っている。回収不可能分の約3,000万円については、そのうちの5%金額にして150万円程度を限度にし、転居先不明等の理由により不納欠損処分を行っている。そのほかの分については徴収に当たっているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えまして、当委員会の報告といたします。

**石井議長** 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第7、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第11号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第11号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第11号は原案のとおり可決されました。  
日程第10、議第14号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第14号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第14号は原案のとおり可決されました。  
日程第11、議第15号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第15号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第15号は原案のとおり可決されました。  
日程第12、議第18号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第18号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第18号は原案のとおり可決されました。  
日程第13、議第19号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第19号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第19号は原案のとおり可決されました。  
日程第14、議第20号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第20号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第20号は原案のとおり可決されました。  
日程第15、議第21号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第21号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第21号は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第16、議第12号並びに日程第17、議第16号の2議案を一括議題といたします。  
本2議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求め  
ます。  
5番、吉村君。

**吉村都市産業常任委員長** 去る6日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました2議案につきまして、11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

議第12号議案についてであります。質疑では、全国的にいろいろなケースがある中で、婚姻届を出さずに女性の方が市営住宅に入居された場合、そこへ暴力団とわからずに同居するということも考えられるが、そういう場合はどうなるのかという問いに対して、今回の条例改正は、あくまでも暴力団であるかどうかについて高田警察署の意見を聞いて確認し、暴力団の入居は認めないとするものであり、同居であるかどうか、事実上婚姻関係と同様の事情にあるかどうかということについては、住民登録があった段階で聞き取り調査をして、実際に間違いがないかということを確認させてもらった上で同居を認めていくという方法をとっているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第16号議案についてであります。質疑では、下水道建設費の工事請負費で入札減により1億2,500万円減額されているが、入札減とはどういうことであるかという問いに対して、平成20年度で予定していたJR架道橋の工事に伴う下水道布設がえ工事が発注できなかったことで3,000万円減額になるのと、平成20年度の入札の中で、請負率が60%台や70%台という入札競争が行われたことで設計金額との差金が出ているという状況であるという答弁がありました。また、入札金額が60%台となったのは設計金額が高かったのか、その理由についてという問いに対して、あくまでも指名した業者の入札金額に基づくもので、不景気の中で、業者としてできる限りの工事を受注したいという中での競争ではないかと思っている。設計金額については、担当者または県の下水道課の方でも確認してもらっているので間違いはないという答弁があり、また工事内容でも不備なことはないのかの問いに対し、当然竣工検査を行い、実際の工事工程の中で監督員が週に2日ないし3日、現場へ確認に行っている。工程の中、また工程写真の中で設計書に合わないという行為は行われていないという確認はしているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、そのほかにも活発な議論がされましたことを申し添えまして、都市産業常任委員会の報告といたします。

**石井議長** 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第16、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時56分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第18、議第22号から日程第28、議第32号まで、以上11議案を一括議題といたします。本11議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古予算特別委員長 去る6日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました平成21年度当初予算11議案につき、12日、13日、16日、17日の4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要と結果についてご報告いたします。

まず、議第22号議案であります。

歳出の議会費では、議長交際費が10万円減額されているが、決算のことを踏まえてどうであるのかという問いに対し、交際費については、財政状況が大変厳しい中で慎重に執行させていただいている。平成20年度の執行については、予算額が80万円に対して平成21年2月27日現在で執行額が61万1,433円で率にして76.4%の執行率である。市長交際費も減額されているということで、議長とも相談させていただき、12.5%の減として70万円をお願いするものであるという答弁がありました。

総務費では、市長の施政方針で市政モニター制度にかえてタウンミーティングを実施するとあったが、どのような方法で、頻度で行われるのかという問いに対し、方法としては、市

長と何でも語り合おうという形式の懇談会、あるいは市の方からテーマを設けてそれぞれ意見をお持ちの方や興味のある方にお集まりいただくというような形式で、2つの方法で実施させていただきたいと考えている。頻度については年間20回程度考えているという答弁がありました。関連して、葛城市総合計画に明記された市政モニター制度を変えられたことについての考えをお聞きしたいという問いに対し、市政モニター制度は今まで4年間させていただき、よかった点もあったと思っているが、広く住民の意見を聞かせていただくものも大切であろうということで、その枠を3万6,000人の市民の皆さんに広げさせていただいた。決して市政モニター制度がだめだったからということでタウンミーティングの形にしたものではなく、それを大きく拡大させていただいて、市民の皆さんから話を聞くという形にさせていただいたということであるという答弁がありました。

また、マスコットキャラクター製作・登録等委託料400万円はどのようなことに使われるのかという問いに対し、平城遷都1300年祭を機会に葛城市に集客していきたいというねらいのもとでのキャラクターづくりで、1300年祭では「せんとくん」というキャラクターが公開されており、葛城市でも独自で貴重な史跡である當麻寺に縁のある中将姫をキャラクターにして集客していきたいと考えているという答弁があり、関連して、葛城市独自で売っていこうという意気込みはよいと思うが、やり方や費用の面についてももう少し検討はできないのかという問いに対し、各自自治体でキャラクターをつくっているところはたくさんあると思うが、それを多くの人に認知してもらうということが大事であると思う。そのためにはいろいろなアイデアを考えてプロモーションをしていかなければならず、我々行政の人間ではそういうノウハウがないので、アドバイザーとして我々が考えの及ばないアイデアを持った方の知恵を拝借してプロモーションをしていき、そのキャラクターの知名度を上げていくという演出をしていかなければならないと考えているという答弁がありました。

民生費では、障害者自立支援法ができて、その間二度ほど負担軽減が図られ、平成21年度に三度目の見直しということになっているが、そういう流れの中で、ゆうあいで行われている部分やふれあい作業所等、福祉作業所の運営が非常に困難になってきている。また、5年の経過措置の中で違う形態に移行していかなければならないということになっている。この福祉作業所の問題について、行政の支援ということについてどのように考えているのかという問いに対し、この2つの作業所は成り立ちも違い、また親のかかわり方も違うということで大変に難しい問題であると思う。将来には一本化になり、就労支援B型に移行していくにしても、人数の要件が足りないといった問題がある。それぞれの親の思いがあるので、一概にこちらの思いを押しつけてはいけないということで、相談に乗せていただきながら動いていくのがベターであると考えているという答弁がありました。

衛生費では、エネルギー回収施設整備基本計画策定業務委託料324万9,000円、エネルギー回収施設都市計画決定用図書作成業務委託料525万円、そして公有財産購入費2億1,000万円の予算計上の内容とその場所についてはという問いに対し、新市建設計画に盛り込まれている新焼却炉の建設に関して、合併特例債以外にも財政的に有利な手法を事務局の方で模索していたところ、平成17年度より補助金制度が廃止され、それにかわり環境省の循環型社会形

成推進地域計画に基づく事業に対して補助率3分の1という交付金事業が新設された。しかし、人口、面積の交付要件があり、葛城市単独ではこの要件を満たすことができないため、広陵町のごみ処理施設から排出される固形燃料の炭化物を新焼却炉の助燃剤として活用するという広域化により交付事業の要件を満たすことが可能となり、葛城市と広陵町の地域循環型の社会形成推進地域計画を作成することに至り、この地域計画を環境省に提出し、平成19年3月に環境省から交付事業の承認をいただいた。一番重要な建設候補地については、この計画の中で、現在新庄、當麻の両クリーンセンターを稼働させていただいている笛堂と當麻の両大字を第1候補地、第2候補地とし、両大字で調整が不調な場合は新たに候補地を求めなければならないということで、両大字以外の用地を第3候補地に検討させていただいた。それ以降、重要かつデリケートな問題ということで慎重に行動するため大字との協議はしばらく控えることとなり、平成20年度に入り、その予算計上においても見送りになったが、環境省の交付金については既に交付決定されており、現在繰越措置が行われている状況である。

このような経緯があった中で、今回環境省から事業の進捗状況に対して問い合わせがあり、担当課として、この計画が中止になると、今後の新焼却炉の整備について財政的に有効な手段が見つからないということで平成21年度予算に計上したところであるという答弁があり、またこの用地の購入地は決まっているのかという問いに対し、今現在は決まっていない。予算計上の用地購入費2億1,000万円については、現在の両クリーンセンターを第1候補地、第2候補地ということで調整を図っている。今のところ大字の方にも申し入れをさせていただいているが、回答は得ていないという状況であるという答弁がありました。

また、これからエネルギー回収施設整備基本計画策定業務委託料などを出すことはよいと思うが、計画もできていないのに用地を購入するというやり方が一番の問題であると思うという問いに対し、本来ならば計画を立ててという部分になるかと思うが、この件に関しては用地の確保、場所の決定というのが一番で、それができると80%、90%の部分ができているという状況の施設である。平成19年度、平成20年度で予算計上させていなければならない部分ではあったが、国の方の割り振りの中では既に予算計上されている。したがって、その用地の選定を含め、今現在2年分の予算をここに一度に計上している状況であるという答弁がありました。また、この施設の用地選定には大変厳しいものがある。計画を立てて用地を選定するという順番で行うべきであり、県に対して1年間かけて用地を選定すると言うべきであり、この土地取得の予算について修正を考えてもらいたいという問いに対し、本来いろいろと公社で買収してという思いもあったが、あえてこういう形で皆さんの中で議論をいただき、それを周知徹底もさせていただこうという思いで予算を上げており、用地買収に全力を尽くしていきたいという答弁がありました。

また、し尿中継槽の設置については、協力されている大字で苦勞されている状況がある。當麻地区にあって新庄地区にはないし尿中継槽に係る設置報奨費についてどのように考えられるかという問いに対し、合併して4年が経過し、この間、行政とそれぞれの大字とのかかわりの仕方というのは、旧新庄、旧當麻それぞれに違った方法をとってこられた。このし尿中継槽のこともその1つである。そして、クリーンセンターのことや土地の賃借料のこと、

さまざまな問題がある。そこには我々の先輩、先人の方からのいろいろな交渉があり、経緯もある。一まとめに一定の基準で統一するということはできない部分もある。これから先の経過を見ていきながら、また契約書などを交わしている場合は当然それを遵守していかなければならない。それ以外のことについては、新庄、當麻のこの差を埋めていく努力をこの1年間をかけてさせてもらいたいと思っているという答弁がありました。

農林商工費では、里山林機能回復整備事業補助金は一度申請すると何年ぐらいの補助があるのか、そして条件さえ満たせば新たに申請できるのかという問いに対し、現在竹内と南花内で事業をされており、5年間の補助事業となっている。この事業は森林環境税の事業であるので、平成23年に一応終了する。しかし、地元からの要望があれば森林環境税の事業とは別の事業を考えて、国または県と協議をしていくという答弁がありました。

土木費では、既存木造住宅耐震診断補助事業の本年度実績と平成21年度から実施される既存木造住宅耐震改修工事補助事業の内容と、そしてPRの方法はという問いに対し、平成20年度の耐震診断の実績としては11軒の申請があり、診断の結果、構造評点0.7以下が8軒、0.7から1.0までが2軒、1.0以上の強い地震が来ても倒れないという家は1軒であった。また、既存木造住宅耐震改修工事補助事業の対象としては、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅であり、構造評価が1.0未満だった建物を1.0以上に改修するものに対し補助をしていくものである。補助金額については、改修費が50万円から200万円までは20万円の補助金を、200万円から300万円までは改修費用の1割を、また300万円を超える部分については30万円の補助をする。PRの方法としては、広報や有線放送、またはいろいろなイベントのときにPRしていきたいという答弁がありました。

消防費では、消防法の改正で義務化された既存住宅における火災警報器の設置期限が平成21年5月31日までになっているが、葛城市の現在の火災警報器設置率はどれぐらいかという問いに対し、3月8日現在で設置世帯数は1,762世帯で設置率は約27%であり、許される人員と予算の中で設置率の向上に努めたいという答弁がありました。また、この答弁に対し、火災警報器の設置についてはお金もかかることなので、助成をとということも考えていただきたいという要望がありました。

教育費では、歴史博物館費の需用費で印刷製本費が減額された内容が、図録の作成費用を減額されたためと聞いているが、その減額に至った経緯とこれからの図録印刷への考え方はという問いに対し、非常に悩んだところである。歴史というのは今まで続いてきた上に今の我々がおり、それを確認し、また発信していくということが大事であると認識しているが、厳しい財政状況の中で少しでも経費の節減ができるところということを協議した結果である。歴史博物館は葛城市の歴史を研究し、発表する大変重要な事業であるので、今後葛城市をどのようにアピールしていくのか、よく考えて生かしていきたいという答弁がありました。

歳入では、市税について、法人分でもかなり大きな予算減額となっているが、どういう判断のもとでそうなったのかという問いに対し、昨年度に対し1億9,000万円を減額して計上させてもらっている。昨年秋に市内の大手企業については昨年の実績をもとに6割減と見込んだが、3月期の決算見込みでは赤字決算が発表された。実績は6月以降にならないと出て

こないが、歳出でも説明させていただいたとおり還付が大きく発生しており、収入についても今計上している予算より減収が見込まれると思うが、数値については未定であるという答弁がありました。

また、保育所保育料について、国の方針では第3子の保育料は無料にするということだが、平成21年度における第3子の保育料の軽減措置についてどのように考えておられるのかという問いに対し、国の基準は第2子については2分の1、第3子については10分の1が現行となっているが、来年度からは第3子以降については無料という形の文書が来ている。近隣なども確認しているが、国の基準どおりの方向でと考えているという答弁がありました。

総括では、マスコット人形の話の中でいろいろと話をさせてもらったが、一体どこまで話が進んでいるのか。市長は市民の皆さんとの協働のまちづくりとおっしゃっているが、新クリーンセンターの問題にしてもいきなりで何も知らされていなかった。これは議会軽視であり、市民に対しても軽視しているととらえられる。もっと市民も巻き込んでいくべきだと思うが、その辺はどのように考えられているのかという問いに対し、現在マスコットキャラクターについては打ち合わせは何度かしているが、発注ということは一度もない。葛城市出身で埼玉県在住の今売り出し中の漫画家がおられる。その方の単行本とかを読むと、白鳳学園などといった形で常に葛城市のことを思っ描いておられる方であった。上京の折にお会いしてお話をさせていただいたときに、ぜひお手伝いさせていただきたいという申し出があった。それだけ葛城市を愛してくださる著名な作家に依頼し描いていただくのも、その方を応援させていただくのも、葛城市の認知度を上げていく1つの方策だと判断してこのような形をとらせていただいた。その後のことについてはさまざまな方策が考えられると思う。もちろん市民との協働のまちづくりということは最初に掲げさせていただいたところであるので、その思いは何ら変わるところはなく、でき上がってきたこのキャラクターの売り出し方などは住民の皆さんを巻き込んでやっていきたい。遷都1300年に向けて、事業以降そのキャラクターというのは続いていくわけであるから、それを使ってどのように市を活性化させていくのかというのは市民のご協力やご理解がないと成り立たないので、ご協力をお願いしたいという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号議案についてであります。質疑では、平成24年度までに目標が達成できないとペナルティーがかかってくると聞いているが、特定健診の直近の受診率はどれぐらいになっているのかという問いに対し、平成21年1月末現在国保連合会を通じて請求のあったものによると、対象者6,750人に対し受診者が集団で328人と個別で592人、人間ドックなどで120人の計1,040人となっており、15.4%の受診率となっている。目標の60%はハードルが高いという認識は持っているが、有線などを利用して、また出向いた先でアナウンスをして、できるだけ住民の皆さんの受診の機会をふやしていくという努力をしていきたいという答弁がありました。

また、関連して、特定健診は人間ドックの項目が多いということで、人間ドックを受けた人は特定健診を受けたとみなすのはいいが、特定健診の本人負担は1,000円、人間ドックの場

合は3割負担の1万2,000円で受診できるが、この特定健診の保健指導を1,000円で受けられた方は、後で人間ドックを受ける場合、助成が受けられず、全額負担しないといけないと聞いているが本当かという問いに対し、同じ健診という目的のもとに同じ年度に二度の交付をすることはできないので、どちらか一方ということになっている。平成20年度については、葛城市の国民健康保険の保険者としてはっきりした広報ができていなかった面が誤解を招いた。今後はこのようなことのないように、特定健診の受診券発送時や人間ドックの申し込み受付時には、二重の健診は受けられないといった部分を十分に広報していきたいという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号議案についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号議案についてであります。質疑では、平成21年度から第4期介護保険事業計画のもとに介護保険事業が進められるが、今期の保険料の基本となる部分、改正される部分はどのようになるのかという問いに対し、第4期における介護保険の保険料の基準額については、第3期では事業計画に対してかなり執行率が下回ったために、本来であれば保険料が引き下げられるところだが、第4期においては基金から繰り入れることにより基準額の現行の4,100円で据え置く措置をとらせていただきたいという答弁があり、また平成18年度から制度改正により介護予防という形の抑制があったが、平成21年度から新しい要介護の認定方式に変わると聞いており、この認定方式がさわられることでさらに今要介護1の人が要支援になることも心配されているが、今度の認定作業がどういう形になるのかという問いに対し、全国的に判断のばらつきが起こっているということで、平成21年4月から要介護認定の調査項目が若干変わってくる。初心に戻るといって本来の対応に戻ってやっていくというのが大きなねらいであり、2次判定がより正確に行われるということに重点を置かれている。昨年11月、12月に全市全町でモデル事業が行われており、新しい審査会資料の様式が示されて、それに沿って2次判定が行われていたという答弁がありました。この答弁に対し、介護認定が簡便になり、調査項目が減ることで認知症の方たちの認定が軽くなるのではないかと心配される。国全体が新方式でモデル事業を実施したところ、重度になるものもあるが、軽度に変更される方が2割から3割多いと出ている。本当に自治体に応じた役に立つ介護になるのか、どんどん遠ざけられているのではないかと感じる。そういうことが実際に起こらないよう、2次判定で実情を見ていけるよう努力してほしいとの意見がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号議案についてであります。質疑では、下水道建設費が平成21年度は5億3,000万円ほど減っている理由として、山間部の離れた家への下水道工事をこしは控えるためと聞いているが、どういうことかという問いに対し、集落地域の下水道工事はほぼ完了していることが主な要因である。また、都市局の会計検査でも下水道計画区域の見直しということを指摘され、山間部の離れた家への対応として下水道管の布設のほかには合併浄化槽の設置、または集落排水施設等が考えられ、建設費の抑制を考えるとどの方法がよいのか現在検討中

である。このようなこともあり、ことしについては今までよりも下水道工事のペースをおくらせてやっていくことになったという答弁があり、この答弁に対し、費用対効果ということもあるが、住民サービスを考えると早く設備を整えてほしいという要望がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号議案についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号議案についてであります。質疑では、歳入の霊苑管理料の戸数並びに霊苑使用料50区画の内容はどういったものか、また基金の繰入金の明細について説明いただきたいという問いに対し、管理料については、昭和63年、平成9年、平成15年と公募した198区画分と平成21年度に公募するB区画50区画分で合算した管理料の合計が241万3,450円となる。また、使用料については、そのB区画50区画分で換算した使用料で1区画45万円としてトータル2,250万円になる。繰入金178万2,000円については、諸事情による墓地の返還があり、そのときの墓地区画の金額の6割をお返しするということで基金よりその分を繰り入れするためであるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号議案についてであります。現在の後期高齢者医療保険の被保険者数とそのうちの特別徴収、普通徴収の割合はという問いに対し、3月10日現在で被保険者数が3,459名で、そのうち特別徴収が65.5%、普通徴収が34.5%であるという答弁がありました。また関連して、その普通徴収の徴収率が96.51%と高い理由は、激変緩和措置により保険料が軽減されているものであり、その特別措置が切れれば滞納がふえてくると心配されるが、滞納者への資格証の発行について、県の方からはどういった指導がされているのかという問いに対し、高齢者福祉の観点に配慮し、入院時及び治療中、または福祉助成を受けられている方、保険料の所得割、均等割の軽減対象に該当する方、特定疾病医療受給票の交付を受けている方は資格証の発行はしないとなっており、あくまで悪質滞納者のみに適用されるものになっている。これから県としては、近隣を見ながら要綱づくりにとりかかられるという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第32号議案についてであります。質疑では、1月に嘱託職員が工作中に事故で亡くなられたが、今までの経緯と今後の対応について教えてほしいという問いに対し、1月9日に取水池の巡回中に嘱託職員の死亡事故があり、その後の市としての取り組みとしては、昼夜の巡回時にココセコムというGPS機能がついたものを職員が携帯し、現在地を掌握できるようにするという事を考えている。また、現在水道局で宿直業務を行っているが、市のシルバー人材センターに委託し、嘱託職員と2人体制での巡回ということを考えており、

水際での作業時における安全対策では、ライフジャケットの着用等を指導しているという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、感謝し、当委員会の報告とさせていただきます。

**石井議長** 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、西川君。

**西川議員** 今、委員長報告をいただいたわけでございますが、議第22号の平成21年度の一般会計の中で、これは4款ですねけども、地域循環型社会形成推進事業の中の公有財産購入費の中で、この予算計上について、何ら議会に、また議長、所管の委員会にきちっとした報告等もなく唐突に上げられてきた。その中で、この上げ方はちょっと議会軽視に当たるのではないかというふうな委員の方の質疑等はなかったんでしょうか。

**石井議長** 6番、阿古君。

**阿古予算特別委員長** 確かに予算委員会の中で委員の方からそのようなご意見が出ていたということは確認しております。

**石井議長** 13番、西川君。

**西川議員** 今後やっぱりきちっと委員長報告はしてもらわんと。頼みますわ、委員長。それに対する理事者の答弁もなかったんやね。報告書。

**石井議長** 休憩します。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時41分

**石井議長** 再開いたします。

午後2時まで休憩したいと思います。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 2時01分

**石井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず初めに、先ほど阿古予算特別委員長からのご報告がございましたが、補足事項がございますので、私が補足事項を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

数人の委員より、議会に対し何の説明もなく突然予算の計上をされたことに対しまして議会軽視でもあるという旨の指摘があり、その指摘に対しまして、議会への説明不足であったことに対し市長より深くおわびがありました。これからしっかりとこのようなことのないように注意しますということでございますので、答弁がございましたので、ひとつ皆さんご理解をいただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第18、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 平成21年度葛城市一般会計予算に対して反対の討論をさせていただきます。

100年に一度の大不況といわれ、厳しい雇用情勢や日本経済の急速な落ち込みのもとで国民の暮らしと経済は深刻の度合いを増しております。とりわけ小泉構造改革路線のもとでの国民負担増は過酷であります。社会保障費では、医療、年金、介護の負担増、障害者自立支援法による負担増、生活保護費の切り下げ、また後期高齢者医療の導入、税金では、配偶者特別控除の廃止や年金課税の強化、定率減税の半減や廃止と2001年から2008年の7年間で50兆円近い負担増や給付のカットになっております。その一方で、大企業や大資産家には10年間で40兆円もの減税が行われているものであります。これらは弱肉強食の改革路線を進めた結果であり、アメリカや大企業中心の経済政策の失政そのものであります。国民生活支援を中心にしたルールある経済社会へ、政治の返還が強く求められるものであります。

平成21年度山下市政になって初めての予算編成であります。施政方針の中でも言われておりますように、全事業の見直し、必要なもの、不必要なもの、民間にお任せできるもの、事業仕分けをし、効率化を図っていく、このように言われております。全事業を見直し、無駄な事業はないか、必要性や緊急性はどうかを精査するのは当然必要なことであります。しかし、国の進める改革路線の延長線上にあって、集中改革プランや財政危機という名のもとに本来自治体が果たすべき役割の後退や低下、住民サービスの切り捨てが進められるのではないかと、大いに危惧するところでございます。

本予算において、住民要望にこたえたものとして子供の医療費助成の拡大があります。入院、歯科という限定ではありますが、対象年齢を小学校卒業まで拡充されております。今後においても、通院も含めた医療費助成となるよう求めるものであります。また、妊婦健診の公費助成が5回から14回に拡充されます。2カ年の国庫負担によるものであります。継続した公費負担がなされることが必要であります。今年度も新庄中学校、當麻小学校北館での地震補強の大規模改修工事が年次的に行われることになっております。ソフト面、ハード面において、緊急性や必要性から求められていた施策が進められていることは評価させていただいているところです。

しかし、その一方で、平成18年度計画の循環型社会形成事業において、58億円ものごみ焼却施設建設の用地買収費などがそのまま計上されています。地球温暖化をどう抑制するのが環境問題の中心になり、省エネや身近なところではマイバッグ運動など住民意識は大きく変化をしているところです。焼却場建設を機にごみは焼却すればよい、燃やせばよいという考えから、ごみの減量化や限りある資源を活用し、ごみを再利用する方向に明確に変換していくときではないでしょうか。ごみ問題こそ住民参加と協働で進めていく事業であります。あらゆる事業の見直しを言われながら、58億円もの巨額な費用を要する計画の中の用地購入

費2億1,000万円が計上されたもので、行政側が2年間の空白の後、補助事業に間に合わせるためとはいえ、認めることはできないものであります。ごみ焼却場の建設問題は住民の理解と協力なくしてできるものでなく、特に建設用地については地域の一部の人たちの了解でできるものではありません。計画段階からの情報公開をし、住民とともに取り組む市政が何より必要であります。

以上、住民が求める施策の拡充など評価をさせていただくところもあるものですが、国民いじめの改革路線が続く中、住民の厳しい生活実態を見るとき、その窮状を改善し、福祉や暮らしの保持を図る自治体の役割として不十分な予算と言わなければならないと思います。

以上です。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

14番、南要君。

**南 議員** ただいま上程されております平成21年度一般会計予算について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

本市の財政状況は大変厳しい状況になっており、市税を初めとした経常的な一般財源収入が見込めず、基金についても底をつく状況になっております。また、平成21年度においても景気の後退によりその影響が市民税の減少に及び、とりわけ法人税については大幅な減税が見込まれるところとなっております。また、歳出面においては、各種の扶助費や特別会計への繰出金、ハード事業の推進などによって今後ますます大幅な増加が予想されるころでもあります。

このような財政的にも厳しい状況にありながら、市長の公約である「明るい葛城市まちづくり」として5つの柱を基本に、尺土駅前周辺整備事業、地域循環型社会形成推進事業、農業農村総合整備事業、緊急地方道路整備事業、當麻小学校・新庄中学校校舎地震補強・大規模改造事業といったハード面や、乳幼児等の小学校終了までの入院と歯科に限った医療助成事業、また一般健康診査等の公費負担の拡大など、福祉、保険、教育といったソフト面のあらゆる事業においても、限られた財政のもとで住民のニーズにこたえるため諸政策の展開が図られているところでもあり、大いに評価できるものであります。

今後、事業の推進に当たりましては、市長以下職員が勇気と情熱を持って新しい葛城市の実現に向け、全力で取り組んでいただきますよう要望し、私の賛成討論といたします。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**石井議長** 起立多数であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

**石井議長** 日程第19、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 葛城市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

平成20年度からの医療法改定によって、後期高齢者医療制度のスタートやそれに伴う支援分などの税率改定、退職者医療の段階的な廃止、国保会計による特定健診など国保事業会計がさらに複雑で多岐にわたるものになっておりますが、その中で一貫しているのは国の医療費削減計画であります。自公政権のもとで、年金の削減や10年連続しての勤労者の所得の減少、相次ぐ社会保障費の後退、そしてかつてない景気の急激な悪化と雇用不安で、多くの住民は生活基盤を根こそぎ崩されるような状況になっております。

このような経済状況から、ここ数年来国保の加入者は増加傾向にあり、国民生活の厳しさを反映して、国保税が滞納となっている世帯は全体の20%という状況にもなっているわけがあります。1カ月、3カ月、6カ月という短期保険証の発行や納税相談のためとして役所に保管されているなど、正規の保険証が交付されていない人が昨年11月末で650人余りにもなっており、そのうち15歳までの子供が86人も含まれております。親の経済状態から子供が医療を受けられないというようなことはあってはならないもので、特に子供は無保険状態にならないよう特別な配慮のもとできっちり送付すべきものであります。この3月末は平成21年度の医療証が送付される時期でもあり、納税相談も行われることとなりますが、失業や急激な所得の減少など、前年度所得金額より減少したことなどに対応できる減免規定をつくり、より生活実態に応じた対応ができるようにすべきであります。

国民健康保険は、加入者の大半が無職者、高齢者であることや低い所得の人が多く加入している保険であることから、社会保障制度として位置づけられているものです。滞納の発生を防ぎ、だれもが安心して医療を受けられる国保制度にすべきものであります。国民健康保険制度は、すべての国民に医療を保証する社会保障制度として発足しています。しかし、国は、責任放棄といえる国庫負担金を大幅に削減し続けてきておりました。その結果、国保財政が困難に陥り、国保税の引き上げとなって住民負担増が続いているところであります。国保財政の健全化は加入者、住民に負担を求めるのではなく、国にこそ削減した国庫負担率を元に戻すなど、法に基づく責任を果たすことを強く求めるものであります。

後期高齢者医療制度の導入に伴って、特定健診が国保事業に持ち込まれました。健診率や指導改善率、減少率が決められ、平成25年において国の参酌基準に達しなければ後期高齢者医療の支援金に10%のペナルティーがかけられるなど、保険健診の趣旨をゆがめ、国保事業にさらなる負担を強いるものになっております。健診費用の軽減や無料化なども検討すべきものであります。

今年度においても、一般会計からの繰り入れを行うなど一定の努力をされているものですが、だれもが安心して医者にかかる社会保障制度としての国保事業となるよう、さらにこういう改善を求めるものでございます。

以上意見を述べまして、反対討論といたします。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

**朝岡議員** ただいま上程されております議第23号、平成21年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

我が国の国民皆保険体制の基礎を担ってきた国民健康保険制度を取り巻く環境は、近年の少子高齢化の伸展や医療費の増加並びに今日の経済情勢を反映した被保険者の負担能力の低下等、収支両面にわたり依然として厳しい状況にあることは周知のとおりでございます。この間、国においては、被保険者の無保険状態にある世帯の子供たちへ、健康管理体制の確保のため子供たちへの保険証の発行を許可する救済法も制定され、また事業者の自治体は、今後も低所得者の負担軽減として、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分の負担を軽減する制度を維持し、負担能力に応じた保険料を算出し、ともに支え合う制度の根幹を堅持しながら、将来にわたり持続可能なものとして運用することが安心・安全の暮らしにつながっていくことになるとこのように思っております。

本予算においても、各事業における国保加入者への健康維持のために昨年度より義務化となった特定健康診査、特定保健指導の円滑な運用における予算計上や出産一時金制度の拡充等、保険医療改革の柱に沿った取り組みに対する効果的な事業の運用に伴う反映された予算編成であると判断いたすところでございます。本予算の執行にあたり、特定健診の受診率の向上化に向け、さらなる啓発活動の推進、低所得者や経済不況化のもと、著しい所得の減少における保険料納付に関するきめ細やかな相談体制の拡充など一層の運営努力を重ねながら、国民皆保険制度の趣旨を十分理解いただき、事業の執行に努めていただきたいと思います。

以上の意見を申し述べ、平成21年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決に対する賛成討論といたします。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**石井議長** 起立多数であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第25号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 議第25号、平成21年度葛城市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

制度発足後10年目となった介護保険制度ですが、家族介護から社会で支える介護にと言われてきましたが、その理念に反し、今では高い保険料や利用料に、お金がなければ介護サービスは利用できないと言われるほど高齢者には厳しい制度となっております。平成21年度では第4期介護保険事業計画に基づき進められることになっておりますが、第3期計画でのサービス料が計画の9割にとどまったことから、介護保険準備基金の保有額が平成20年度末見込みで1億1,000万円もの残額になっております。これは平成18年度から実施されました国の介護保険の改悪によって、軽度の人を中心に介護ベッドや車いすの取り上げ、訪問看護の時間を減らすなど介護の取り上げが行われた結果であります。また、国はこの平成21年度から介護認定の基準を見直すとこのように言っております。これは厚生労働省が行ったモデル事業の結果でも出ていますように、実態を無視した認定がふえると危惧されています。現在より軽く判定される事例がこのモデル事業の結果でも多く出ているわけであります。このように、国が制度を触ることで介護の抑制が進み、必要な人に必要な介護が行われなくなる、こういう事態はさらに深刻になることが予想されるところであります。

平成21年度において、介護保険料は第4階層の1とされる基準保険料をこれまでと同様の4,100円に据え置き、この第4階層を2つの階層に分け、0.85の負担率をつくるなど低所得者層に対する一定の配慮が行われ、階層区分を細分化することで制度内での一定の改善がなされたといえます。サービスの基盤整備は、特別養護老人ホームの待機者が昨年9月時点で109人とされており、この4月に30数名が入所できるということのようではありますが、絶対数が不足しているのは明らかであり、ショートステイとともに特別養護老人ホームなどの基盤整備が本当に必要であります。

介護保険制度は、少ない年金から、収入のない人からも保険料を徴収する、介護サービスを受けるにはさらに高い利用料が必要という本当に厳しい制度であります。求められます基盤整備やこれ以上の保険料の負担をふやさないためには、介護保険制度の導入で50%から25%にまで引き下げられた国庫負担を計画的に措置制度での50%にまで引き上げることが必要であります。また、国の制度の改善とともに自治体でも保険料、利用料の負担軽減は可能であります。国も、介護従事者の処遇改善の手当として、これまで禁じていた一般会計からの繰り入れを初めて行っています。介護保険準備基金に詰められている基金の活用や一般会計での低所得者層への利用料軽減など、高齢者への生活支援が自治体でも十分可能であるものであります。地域包括支援センターなど現場のスタッフの献身的な努力、評価をさせてい

ただいておりますが、高齢者は生活、医療、介護のすべてで厳しい現実と直面しております。これらに対応できた葛城市介護保険であるかといえば、不十分だと言わなければならないというふうに思います。

以上をもちまして反対討論といたします。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

1番、赤井君。

**赤井議員** 議第25号、平成21年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成討論をさせていただきます。

介護保険制度は平成12年4月に施行されて9年が経過し、この間、制度の見直しが適時行われながら国民の皆さんの中に定着してきました。葛城市においても制度全般の改革が行われた平成18年度からは、介護予防などの重点施策に沿って介護保険事業が計画的に図られてきたと思います。

今回策定された第4期介護保険事業計画では、引き続き、介護サービスの提供体制の充実とともに介護予防活動の展開に期待を寄せるものであります。経済状況など高齢者を取り巻く環境、大変厳しい状況となっており、地域包括支援センターについては、総合相談の窓口としてさらに充実を図っていただきたいと思います。また、3年間の事業計画期間における介護保険料の見直しについては、介護給付準備基金を取り崩す措置が講じられるなど高齢者の負担が増大しないよう対処されていると考えます。

いずれにいたしましても、本市の介護保健事業を初め、高齢者福祉対策が今後も着実に進められることを期待し、私の賛成討論とさせていただきます。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**石井議長** 起立多数であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第26号は原案のとおり可決されました。  
日程第23、議第27号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第27号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第27号は原案のとおり可決されました。  
日程第24、議第28号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第28号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第28号は原案のとおり可決されました。  
日程第25、議第29号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第29号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第29号は原案のとおり可決されました。  
日程第26、議第30号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 議第31号、平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

平成20年度に導入されました後期高齢者医療制度は、75歳という歳を重ねただけで今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金天引きされ、保険料を払えない高齢者から保険証を取り上げる。さらには健康診断から外来、入院、そして終末期の医療まで、あらゆる段階で差別医療を押しつけられるもので、こんなひどい制度をつくっている国は世界中のどこにもないのものであります。後期高齢者医療制度は国民の圧倒的多数が反対し、奈良県の医師会など全国の都道府県の医師会の6割以上が反対や批判の態度を表明するなど、制度発足後においてもその批判の声は続いているものであり、小手先の見直しではなく、まず廃止することが国民の声にこたえるものであります。

奈良県の広域連合での保険料は、所得割が7.5%、均等割は3万9,000円となり、平均年間保険料は8万3,400円にもなっています。保険料は、年金額が月1万5,000円以上の人は介護保険料と一緒に有無を言わず年金から天引きされ、年金が月1万5,000円未満の人は、直接支払う普通徴収となります。保険料が払えないという滞納は、こうした普通徴収の低所得の高齢者に生まれることになるわけであり、この制度では、特別の事情がなく1年以上滞納すると保険証は返還するとされており、これまで老人保健制度では75歳以上の高齢者からの保険証の取り上げは法で禁止されていたものが、この制度では資格証の発行を可能にしております。葛城市において今年度普通徴収となる人は944人で全体の34.5%、3月時点の徴収率は96.5%ということでしたが、保険料の滞納によって高齢者から医療を奪うようなことはあってはならないことでもあります。資格証の発行というような事態が起きないように、広域連合の要綱に反映させること、また市町村独自の弾力的運用ができるよう強く働きかけていただくことを求めるものであります。

また、この後期高齢者医療制度を国が導入したねらい、医療費がかかる75歳以上の高齢者を別枠にし、安上がりの差別医療に移行させるものであります。厚生労働省の試算では、2015年には医療費全体の削減額3兆円のうち2兆円を、団塊世代が後期高齢になる2025年には、8兆円削減のうち5兆円を75歳以上の高齢者の医療費の削減で捻出するとされており、まさに高齢者の医療費をいの一に削減するためにこの制度がつけられたと言わなければならないと思います。

以上、このような高齢者に耐えがたい負担と差別医療を押しつける後期高齢者医療保険の

特別会計には到底賛成できないものであります。

以上です。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

**朝岡議員** ただいま上程されております議第31号、平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

昨年度より制度が運用された後期高齢者医療制度、いわゆる長寿医療制度は、少子高齢化が進む中でも高齢者の皆様の医療水準を維持し、将来にわたって安心の医療制度を維持するために導入されたものであり、高齢者医療を国民全体で支えていこうという長寿医療制度の根幹は決して間違っているものではありません。

しかしながら、制度の周知不足から、被保険者の皆様方には、発足当時にはさまざまな批判や疑問視されることが相次いで起こり、国においても、この制度の重要性を十分に認識いただくためから、多くの制度運用に対しての規約変更を進めてまいりました。低所得者の方々への負担軽減措置の拡充で、従来の国保老健加入の保険料からはほとんどの方が負担減となっております。また、年金からの保険料徴収についても納付方法を選択できるシステムを構築し、柔軟な納付環境となりました。この間、本市においても、このような制度の改革に伴い、被保険者に対し柔軟な説明をし、煩雑な事務作業を的確に執行して制度の運営をいただいていることについては大いに評価するものでございます。今後においても、なおきめ細やかな相談体制の確立をいただきながら制度の運用に努めていただきたいと思います。

本予算においても、被保険者である高齢者の方々にとりまして安心して受け入れていただけるような制度の運用における事業の執行について、十分精査の上編成された予算であると判断するものであります。とりわけ後期高齢者医療制度の廃止を求める意見には、将来の超高齢化となる日本の高齢者医療に対して余りにも無責任な言葉であると言わざるを得ません。将来にわたり高齢者の皆様に長生きしてよかったと言われる社会を目指し、長寿医療制度の一層の運用改善へ責任を持って取り組んでもらいたいところでございます。

以上のような見地から、平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決に対し賛成とし、討論といたします。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**石井議長** 起立多数であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 議第32号、平成21年度葛城市水道事業会計予算に反対の立場で討論をいたします。

水道事業は、水道法において清浄にして豊富低廉な水の供給をすることを目的とし、公営企業法ではその目的である住民福祉を増進するように運営されなければならないとされ、住民生活に欠くことのできない水道水の供給を行うという公共性の高いものであり、国民の100%近くが利用する皆水道の時代になっているものであります。

しかし、この水道事業は、地方自治体が経営する公共性の高い事業であるにもかかわらず、事実上一般会計から切り離され、企業会計独立採算制を強いられております。採算性の低い水道事業に独立採算制が取り入れられることで、施設整備や建設改良工事に要する巨額の資金を企業債で賄うこと、しかもそれらにかかわる減価償却費や元利償還などすべての費用を水道料金で賄うという受益者負担方式となっていること、そしてこのことが水道料金の値上げを招いていることになっているところであります。しかも、企業会計を強いておきながら、高金利時代の企業債の借りかえや繰り上げ償還にも厳しい基準を設け、本来行われるべき企業努力すらできない状況に置かれております。

国民皆水道時代となり、住民にとって欠くことができない公共サービスになっているのが水道事業であります。社会資本整備に係る多大な費用は一般会計租税で賄うべきであろうと考えます。公営企業法の目的であります住民福祉を増進するように運営されなければならないと規定しながら独立採算制の経営原則が強制されるなど、この企業会計方式は見直されるべきものであります。今年度においても水源地大字の皆さんの協力をいただきながら、自己水源の確保の努力によって、本予算では給水原価141円29銭、供給単価が148円30銭となり、額面どおりではトン当たり7円1銭の利益が上がることになっています。これは長年にわたり自己水の確保や有収率の向上など経営の改善に努力をされたたまものだろうというふうに思っております。平成21年度の県水契約水量は125万トンと総配水量523万トンに占める割合は23.9%程度となっており、大口消費者への供給や渇水対策などやむを得ない事情があるものですが、高い県水の受水は極力控えることが必要です。自己水源の確保と開発が最大限の課題といえます。

私たちのまちは、豊かな山の水によって生活水の多くを得ることになっております。自然の恵みに感謝しつつ、西山の保全、森林の涵養を図り、水をつくる山林の機能回復を水道事業の重要施策として位置づけ、中長期的な展望に立った整備計画をもって進めることが必要であります。また、合併後、原水取水補償や賃借料において不均衡が生じていた問題では、これまでの経緯も含め、関係大字の皆さんと十分協議を行い、早急に改善を図られるよう求めておきます。長年自己水源の確保のために努力をされている水源地大字の皆さんには大いに感謝をいたしておりますが、以上意見を述べまして、水道事業会計予算には反対をいたすところでございます。

以上です。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

3番、西井君。

**西井議員** ただいま議第32号において上程されております平成21年度葛城市水道事業会計につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

水道事業は、とりわけ我々の市民生活や産業活動に欠かすことのできない事業であります。市民生活の基盤をなすものであります。しかしながら、水道事業の基本収入であります給水収益、水道使用料は近年の景気低迷による経済不況のもと、企業を初め一般家庭での減少が見られ、今後において増収が見込まれない状況にあって、今後ますます厳しい経営状況が続くと予想される中であります。本年度におきましても経費の節減など事業の合理化を図られ、昨年度と同様に、収益的収支について4,800万円ほどの収益を見込まれた予算となっております。これもひとえに自己水確保のため平素よりご協力いただいております取水関係地域の皆様方、また水道事業の運営に日々努力願っております関係各位のおかげと感謝いたすところでございます。

今後とも事業の運営に当たっては万全の経営計画のもと安定した財政基盤を堅持され、さらなる事業の効率化、経費の節減などに努められ、水道事業本来の責務であります安全で安心で安価な水の安定供給を第一に、あわせて公共の福祉の増進と住民サービスの向上にさらに努められることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**石井議長** 起立多数であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第29、発議第1号、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の平成21年度調査経費に関する決議についてを議題といたします。

本案につき提案者の説明を求めます。

6番、阿古君。

**阿古議員** ただいま議題となりました発議第1号、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の平成21年度調査経費に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る平成20年9月8日に開催されました平成20年第1回葛城市議会臨時議会において、発議第11号、地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議により設置されました。葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会が平成21年度中に調査するために必要な経費の上限を定めようとするものであります。

本来予算は単年度主義であるため、平成20年9月8日に可決されました決議の中の調査に要する費用は平成20年度中の調査に係る経費であり、今回は平成21年度中の調査に要する経

費であります。これより決議案を読み上げさせていただきます。

葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の平成21年度調査経費に関する決議。

1、調査経費。平成21年度の本調査に要する経費は150万円以内とする。以上のとおり決議する。平成21年3月23日。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りましょう、よろしく願い申し上げます。

石井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第1号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時51分

再 開 午後3時06分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第30、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員が選出される議員について欠員が1名生じたため1名を選出することになりますが、2名の立候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、各市議会において選挙が行われることになったものです。この選挙は、広域連合規約第8条の規定によりすべての市議会の選挙における投票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人への通知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

これより投票を行います。

議場を閉鎖願います。

(議場閉鎖)

石井議長 ただいまの出席議員は18名であります。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、1番、赤井佐太郎君及び15番、亀井一二三君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては既に配付しております。また、記載台にも掲示しておりますのでよろしくお願いいたします。

(投票用紙配付)

石井議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

石井議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

石井議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

石井議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

石井議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

石井議長 開票を行います。

1番、赤井佐太郎君及び15番、亀井一二三君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

石井議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票18票、無効投票0票であります。

有効投票中、竹森衛君2票、辻本八郎君16票、以上のとおりであります。

よって、ただいまの選挙結果を奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす24日午前10時から本会議を開会いたしますので、午前9時30分にご参集お願いいたします。

皆さんには、早朝より慎重にご審議賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時18分